

人と地域が輝く常盤協議会規約

(名称)

第1条 本会は、人と地域が輝く常盤協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域住民が主体となり、人々がいつまでも住み続けたいと願う「ふるさと常盤」をめざし、地域の豊かな自然や貴重な文化財を大切にしながら、愛着と誇りの持てるまちづくりを推進することを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、常盤学区とする。

(会員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 常盤学区内の居住者、事業者および団体等
- (2) 常盤学区内の教育機関、行政機関等
- (3) その他協議会が必要と認めた者

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人と地域が輝くふるさと常盤まちづくり計画書に関すること
- (2) 草津市立常盤まちづくりセンターの指定管理に関する事業
- (3) 会員が実施する事業における調整および連携
行政（国、県、市等をいう。以下「行政」という。）が策定する構想、計画等
に対する提言
- (4) 行政が実施する事業等との連携および支援
- (5) 地域の情報の発信・共有化、会員への啓発
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。役員は、理事会において会員の中から選任する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括し、総会および理事会を招集して議長となる。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代行するものとし、職務を代行する副会長を互選により決定する。
- (3) 会計は、協議会の運営および活動に伴う出納経理事務を担当する。
- (4) 監事は、協議会の会計監査事務を担当する。
- (5) 事務局長は、協議会の運営に関する事務を担当するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 部会

(総会)

第10条 総会は、別表第1に掲げる団体の長および理事会の理事で構成する。

2 総会は、協議会の最高議決機関として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画および予算の決定に関する事項
- (2) 事業報告および決算の承認に関する事項
- (3) 役員承認に関する事項
- (4) 規約等の制定および改廃の承認に関する事項
- (5) その他、協議会の運営に関し必要と認められる事項

3 定時総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて会長が招集する。

4 総会は、過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会の議事については、日時および場所、委員の現在数および出席者数（委任状提出者を含む）、審議事項および議決事項、議事の経過の概要および結果を記載した議事録を作成し、総会出席者（委任状提出者を除く）の中から議長が指名した議事録署名人2人が確認し、署名する。

(理事会)

第11条 理事会は、理事として会長、副会長、会計、事務局長および別表第2に掲げる団体から選出された者で構成する。

2 理事会は、協議会の運営機関として、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関する事項
- (3) 各部会の事業に関する事項
- (4) その他、会長が必要と認める事項

3 理事会は、過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によってこれ

を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会は、必要に応じて、専門的な調査・審議等を行う機関を設置することができる。

5 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

第12条 協議会の活動を促進するため、次の部会を置く。

(1) 総務・人権・安心部会

(2) 福祉・健康部会

(3) 文化・子ども部会

2 部会は、次に掲げる部会員で構成し、各所管事項の企画および執行にあたる。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 若干名

(3) 部会員 若干名

3 部会長および副部会長は、部会において、部会員の互選により選出する。

4 部会長は、部会を代表し、部会を総括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行するものとし、職務を代行する副部会長を互選により決定する。

6 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

7 部会員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 部会は、必要に応じて専門的な活動を行う機関を設置することができる。

(事務局)

第13条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に事務局を置くものとし、その主たる事務所を滋賀県草津市志那中町111番地1に置く。

2 事務局に事務局長および事務局職員若干名を置く。

3 事務局長は、協議会の事務を総括する。

4 事務局職員は、事務局長を補佐し、協議会の事務にあたる。

5 事務局職員は、会長が委嘱し、理事会で報告する。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(会計)

第15条 協議会の経費は、会費、助成金、補助金、事業収益、指定管理料およびその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

付 則

- 1 この規約は、平成24年 1月28日から施行する。
- 2 協議会設立にあたっての最初の任期は、第8条、第11条第4項および第12条第6項の規定にかかわらず、当該選任または委嘱の日から平成26年度総会の日までとする。
- 3 (仮称)常盤学区まちづくり協議会設立準備会の作業部会員は、第11条第1項の規定にかかわらず、平成26年度総会の日まで理事とする。
- 4 協議会設立にあたっての最初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から翌年3月31日までとする。
- 5 平成24年 4月25日一部改正、同日より施行する。
- 6 平成25年 4月27日一部改正、同日より施行する。
- 7 平成26年 4月26日一部改正、同日より施行する。
- 8 平成27年 4月25日一部改正、同日より施行する。施行日以前に第11条第1項で定める選出された者については、改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 平成28年4月23日一部改正、同日より施行する。
- 10 平成29年4月22日一部改正、同日より施行する。
- 11 第15条第2項の規定にかかわらず、平成30年度の予算が成立するまでに執行する必要がある場合は、会長の決裁によるものとし、その支出または債務の負担があるときは、これを当該会計年度の予算に基づく支出、または債務負担とみなす。
- 12 平成30年4月21日一部改正、同日より施行する。

別表第1 (第10条第1項関係)

町内会、社会福祉協議会、体育振興会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、新堂中学校PTA、常盤小学校PTA、常盤幼稚園PTA、子ども会連合会、青少年育成会議、更生保護女性会、日赤奉仕団、健康推進員、身体障害者更生会、遺族会、子育てサロンひまわり、ジュニアリーダー、NPO法人ハート&ライト、部落解放同盟芦浦支部、同和教育推進協議会、消防団第6分団、草津栗東交通安全協会常盤支部、人権擁護委員、草津北部まちづくり協議会、保護司、少年補導委員

別表第2 (第11条第1項関係)

自治連合会、社会福祉協議会、体育振興会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、青少年育成会議、草津北部まちづくり協議会